

高等教育における流動性と質保証

田 中 光 晴*
朴 賢 淑*
叶 林**
清 水 禎 文*

近年、高等教育において国境を越える流動性は急速に高まりつつあり、今後、この傾向はますます急激に高まることが予測されている。流動性が高まる中で喫緊の課題となっているのが、質保証である。とりわけジョイント・ディグリーやダブル・ディグリーなどの国境を超える協働的な教育プログラムにおいては、質保証枠組みは早急に検討されなければならない。現在、東北大学大学院教育学研究科においては、主として東アジアの大学と協働し、ジョイント・ディグリー開発研究(「アジア共同学位開発プロジェクト」)に取り組んでいる。本稿においては、こうした実践的な課題意識から、日本の現状を踏まえ、欧州、韓国、中国における質保証の実態について比較検討を行うことを目的とする。

キーワード：高等教育、国際共同教育プログラム、流動性、ジョイント・ディグリー、質保証

はじめに

近年、高等教育における国境を越えた流動性は高まりつつある。東アジアにおいては留学需要が急速に高まり、世界における留学生総数は、2013年の200万人から2025年には約760万人に高まることが予測されている¹。また東アジア3カ国においては、2011年度より世界展開力強化事業(日中韓「キャンパス・アジア」パイロット事業)が開始されるなど、国家的支援を受けた事業が着手された。このように流動性の量的な拡大とともに、その質的な向上を目指すプログラムも登場し、高等教育における流動性はますます高まることは確実である。こうした留学需要に応えるためには、学生を初めとして、保護者、大学、国家、企業などのステークホルダーにとって、教育プログラムの質保証は喫緊の課題として認識されなければならない²。

ところで、高等教育における流動性は包括的な概念である。まず高等教育の段階であるが、日本では周知の事実であるが、高等教育は学士課程、修士課程、博士課程の3つのサイクルに区分される。また留学期間は、語学研修、異文化体験、単位互換など相対的に短期のプログラム、一定期間の留学

*教育学研究科 助教
**教育学研究科 客員教授

を要件とする中期のプログラム、学位取得を目的とする長期のプログラムがある。プログラムの質も多様である。たとえば、①国際的卓越性を目的とするプログラム（研究中心プログラム）、②相互の長所と短所を認識した上での共同教育（互惠的共同教育プログラム）、③高等教育が十分に発達していない国々の学生を対象とする開発支援型プログラム、④ビジネス性の高い教育プログラムなどが考えられる⁴。さらに流動性研究の主体は学生であるが、そこには教員や職員の流動性、さらに海外分校の開設などの大学の「流動性」も含めて考えるべきであろう⁴。このように流動性の対象はきわめて幅が広い。

さらに流動性の概念は地域によっても異なる。たとえば欧州においては、ポローニャ・プロセス以降、EU 域内の「流動性」が政策的に誘導され、促進されてきた結果、欧州高等教育領域（EHEA）が創設されつつある⁵。EU 委員会は2030年までに域内の流動性を30%までに高める政策を打ち出しており、かりにEU 委員会の提唱するように流動性が高まり、国境を越えて流動することが自明視されるようになれば、もはや「流動性」概念は意味を失うことになる。その際には「流動性」はEU 圏を越える流動性を意味するようになるであろう。

以上のように流動性という概念は、教育段階、期間、プログラムの性質、流動性の主体、また地域の高等教育事情に関する歴史的背景、社会的背景などに依存したきわめて包括的な概念である。これに伴って、当然、質保証も多様な形態が考えられる。教育プログラムの質保証は、学生、教員、大学、国家、企業などによって、個別に検討され、実施されなければならない。とはいえ、質保証に関する包括的なガイドラインの作成は有意義である。ガイドラインは、個別的教育プログラムの自己点検、外部評価の基準を作成する際に参照基準となりうるからである。

したがって、本稿においては、主として国家のおよび地域的な質保証のガイドライン、および質保証の枠組みについて検討を加えることにした。以下においては、はじめに日本における質保証の議論を紹介し、欧州、中国、韓国の順に質保証制度の動向を紹介する。繰り返しとなるが、流動性は地域の高等教育事情によって大きくことなり、質保証のあり方も異なる。単純な比較は慎まなければならない。しかしながら、質保証をめぐる議論と動向を分析することにより、流動性が高まるなかで教育の質を保証し、また高めようと模索する世界各地の高等教育事情の一端を明らかにすることができよう。

第1節 日本における質保証の議論

2010年5月10日、中央教育審議会大学分科会・大学教育の検討に関する作業部会・大学グローバル化検討ワーキンググループによる「我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン」が作成された。その後、2011年1月9日の中央教育審議会大学分科会大学教育部会において、「ジョイント・ディグリーに関する検討状況」が配付資料として提出された。この資料は、内容構成から判断すると上述の「ガイドライン」の要約と考えてよいであろう。2012年4月17日の中央教育審議会大学分科会大学院部会においても、「検討状況」とほぼ同様の配付資料が提出されている。ジョイント・ディグリー等の国際的共同教育プ

プログラムに関する議論は緒についたばかりである。

「ガイドライン」と「検討状況」の中には、国際的共同学位に関する基本的な考え方、海外大学とのジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリーの定義、ジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリーの意義に加え、ジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリーの質保証、ジョイント・ディグリー・プログラム編成に当たっての留意点が記されている。これらの資料によれば、質保証の基本的な観点として、情報公開、ジョイント・ディグリー委員会の設置、ピア・レビュー（外部評価委員会を含むこと）、認証評価が挙げられている。また留意点として、学問分野の明確化、連携先大学、学位記、協定、アドミッション、使用言語、学籍、修了要件(単位)、論文指導、学位審査、学生の移動、学費、セーフティネットなどの諸点が挙げられている。

審議会の議事録を参照すると、これらの配付資料に基づき、ジョイント・ディグリーに関して審議された様子は確認できない。したがって、日本においてはジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリーに関する質保証は今後検討されることになる。現段階では、質保証の基本的な枠組みが示されているに過ぎない。

第2節 欧州における流動性と質保証

(1) 流動性の高まり

欧州においては、すでに1970年代より、学生は一定期間他国で過ごすべきとの考え方が成長してきた⁶。こうした考え方には、欧州における高等教育の独自の歴史的な背景がある。中世ヨーロッパにおいては、今日的な定義を当てはめれば、10%の学生が国際的に移動していた。また特定の国、たとえばドイツにおいては、学生が大学間を移動する伝統があり、学生は学期ごとに大学を移動していた（戦後ドイツにおいては20%の学生が大学間を移動していた）。さらに第二次世界大戦後、アメリカやヨーロッパにおいて、国境を越えた相互理解を促進するために学生の短期間の移動が奨励されてきた。

こうした基盤の上に、EUにおいては以下のプログラムが展開されてきた。

- ① 1976年～1986年 カリキュラム開発を目的とする共同研究プログラム (Joint Study Programme, JSP)
- ② 1987年～1996年 カリキュラム開発、教職員移動、刷新的な活動を目的するエラスムス計画
- ③ 1997年～2006年 エラスムス計画はソクラテス計画の下位プログラムに。実質的に教職員の流動性を高めることを目的とする。
- ④ 2007年～2013年 エラスムス計画は、インフォーマルな学習、初期職業訓練を目的とする生涯学習プログラム (Life Long Learning Programme)の下位プログラムに。
- ⑤ 2014年～2020年 修士学位取得のためのローン制度を設ける万人のためのエラスムス (Erasmus For All)

こうした一連の流動化促進プログラムの他にも、LINGUA, LEONARDO, TEMPUS, ALPHA, ERASMUS MUNDUSなどの多様なプログラムが実施されている。

ERASMUS を例にとると、その奨学金の枠は、1980年に2,000人、1987/88年に3,200人、1998/99年に98,000人と拡張されてきた。また2014/15年に230,000人、2020/21年には354,000人と拡張される予定である。

(2) 質保証の必要性

学生の流動性が積極的な政策的支援を受けて拡大する中で、質保証は重要な課題となっている。たとえば2003年のベルリン・コミュニケにおいて、質保証に関する共有可能な基準と手法の開発が提起された⁷。これによれば、①2005年までに各国において質保証制度を整備すべきこと、②国際的な参加、協力、連絡網を整備すべきこと、③ENQA (European Network for Quality Assurance) による質保証のスタンダード、手続き、ガイドラインの開発が掲げられた。ここではまず、ENQAの基本原則について確認しておこう。

ENQAの基本原則は、第一義的には、高等教育機関のための質保証であり、グッド・プラクティスにより指針を提示することにある⁸。その具体的な方針として以下の5つの方針が示された。①高等教育の提供者は、提供する教育とその質に責任を負うべきである。②アカデミックなプログラムの質は、全ヨーロッパの高等教育に学ぶ学生やその他の受益者のために発展され、改善されるべきである。③透明性と質保証のため外部専門家を活用すべきである。④高等教育機関内で質保証のための文化を奨励すべきである。⑤高等教育機関は、国内的にも国際的にも、その質を明示できるようになるべきである。

その上で、質保証のための、2つの基本的なフレームが示された。1つは質保証に関するスタンダード、手続き、ガイドラインの開発である。もう一つは、質保証及び認証機関のために、適切なピア・レビュー制度を確保する方法を探ることである。この段階では、高等教育機関に焦点が当てられていたと考えることができる。

同じENQAの2009年のレポートでは、高等教育機関内部及び外部の質保証に関わり、ヨーロッパ的スタンダードを設けるべきであるとの提言がなされた⁹。これによれば、①ヨーロッパの質保証機関は5年以内で周期的なレビューを行うべきこと、②質保証機関はヨーロッパで登録されること、③ヨーロッパ登録委員会は登録機関の監視を行う。④高等教育質保証のためのヨーロッパ諮問委員会を創設する、とされている。この段階では、ヨーロッパを包括する質保証機関及び質保証の方法が模索されていたことを読み取ることができる。

なお、このレポートにおいては、高等教育機関内部の質保証、外部評価のための質保証、質保証機関のためのガイドラインなど提示された。

フォーカスの範囲は変化しているものの、欧州の質保証において一貫している点は、①学生本意の質保証であるべきこと（じっさい、当事者の学生も質保証に関わる）、②柔軟性（評価対象の整理、評価方式の継続に基づく改善、評価期間の短縮）、③明瞭さと簡素化、④情報公開の重要性、⑤自己評価書の作成、⑥外部の参照基準等の活用を重視すること、⑦再評価などであり、これらにより許容可能な最低限の教育水準を保証しようとする努力がなされている。

(3) ジョイント・ディグリー・プログラムに対する質保証

ところで、本研究は共同学位開発という実践的な課題意識から出発している。そこで欧州におけるジョイント・ディグリーのための質保証について紹介をしたい¹⁰。

第一の事例は、北欧修士プログラム (Nordic Master's Programmes) である¹¹。このプログラムは、北欧5カ国による「ジョイント・マスター・プログラム」であり、2008/09年に開始した。学生は北欧3カ国以上の高等教育機関において2年間学び、120ヨーロッパ単位 (ECTS) を取得する。2008/09年には16のプログラムが採択され、そのうち2つのプログラムがパイロット・ケースとなった。この2つのプログラムに対し、NOQA (Nordic Network for Quality Assurance in Higher Education) 他、5つの北欧の質保証機関が体系的な評価を実施した。

ジョイント・プログラムの評価のクライテリアとして、①プログラムの目的、②ジョイントの度合い、③プログラムと教育、④プログラムと雇用者との関係、⑤知識の深さと広がり、⑥継続的な情報収集、学生をも含む多角的な評価が挙げられている。

このケースにおいては、5カ国の質保証制度は相互に類似していたものの、国家統制型のデンマーク、スウェーデン、アイスランドと大学自律尊重型のノルウェイとフィンランドとの間で調整が必要だったとされる。

第二の事例は TEEP II (Transnational European Evaluation Project II) の事例である¹²。実施主体は Sweden National Agency for Higher Education の他5つの質保証機関のネットワークであった。目的はジョイント・ディグリー (3つのエラスムス・ムンドゥス——メディアとコミュニケーション (Comundus)、法学と経済学 (EMILE)、水管理 (EuroAqua)) の外部評価を開発することであった。つまり、EUスタンダードとガイドラインに基づくクライテリアを活用し、研究領域を越えた共通の評価方法を開発することであった。評価プロセスにおいては、自己評価、専門家 (ピア) 評価、訪問調査、レポート作成、フォローアップという EUスタンダードを利用した。評価項目は、組織とマネジメント、プログラム、質保証であり、評価の際には学生、教職員、外部のステークホルダー (卒業生や雇用者) も含まれた。

従来の質保証制度は EU レベル——国レベル——機関レベルという3層構造を持っており¹³、これに応じて ENQA 等によるヨーロッパ・スタンダードとガイドライン (ESG=European Standard and Guideline) のような地域レベルでの質保証——国レベルの質保証 (NQA = National Quality Assurance) ——機関レベルの質保証と、やはり3層構造を持っていた。これに対して国境を越えるプログラムの質保証は、ESG と NQA の質保証枠に準拠しながら、複数国の質保証機関からなるコンソーシアムにおいて、独自の質保証制度を実施していることがわかる。つまり、従来の3層構造から4層構造になっている。もっとも上述の事例は特殊な事例であり、3層化から4層化へという図式は棄却されるべき仮説であるかもしれない。しかしながら、欧州においては、共同学位プログラムに対しても重層的な形で質保証制度の整備が進行していることが確認できる。

第3節 中国における質保証

はじめに中国高等教育全体の質保証の枠組みを概説しておきたい。基本的には、入口、プロセス、出口のそれぞれの段階で、教育部高等教育教学評価センター（原語：教育部高等教育教学评估中心）、教育部学位および大学院教育發展センター（原語：教育部学位与研究生教育发展中心）などの国家レベルの質保証機関、そして各省レベルの質保証機関は、本科及び専科の教学評価（evaluation）、大学院専門分野評価、優秀博士論文の選定、認証評価など、様々な活動を展開している。その特徴は、政府の文書、行政規定・条例等に基づいて、中央政府主導という形で行われていることである。また、注目すべきなのは、近年、第三者、あるいは社会团体・學術団体による評価は大学の質保証に対して、インパクトが強まっている。

さて、経済改革と対外開放政策の進展に伴い、中国の高等教育の国際化が急速に進んでいる。最近の動向を見ると、「2010－2020年国家中長期教育改革と發展計画要綱」50条（2010）は、国際交流の強化を主張し、国として「国内外大学間の教員派遣、学生交換、単位互換、相互に学位を授与すること、共同で学位を授与することを支持する」と明言した。また、國務院学位委員会29回会議（2012年2月28日開催）で、ジョイント・ディグリー・プログラムとダブル・ディグリー・プログラムの促進方針を提示した。その背景の中に、多くの国内の大学と外国の大学は相互の協定に基づき、積極的に共同学位プログラムを開発している。

(1) 現状

ジョイント・ディグリープログラム

日本と同じく、海外大学とのジョイント・ディグリーは法律上まだ認められていない。しかし、一部の国内の大学は積極的にこの種のプログラムの開発に意欲を示している。例えば、北京師範大学は、オーストラリア、フィンランド、ドイツの大学と共同で Master in Research & Innovation in Higher Education というジョイント・ディグリーのプログラムを提供している。これはエラスムス・ムンドゥスのプログラムである。学生が修了する際、連携の複数大学による連名の学位記を授与する予定となっている。しかし、既存の法律の関係上、現時点ではプログラム修了時に、北京師範大学の名前が修了証書に入れられるかどうか不明である。上述の「2010－2020年国家中長期教育改革と發展計画要綱」に示された政策を確実に実行していくためには、法的制度の改善が望まれる。

ダブル・ディグリープログラム

中国におけるダブル・ディグリー・プログラムは2つの基本形態がある。一つは、「中外合作弁学」におけるダブル・ディグリー・プログラムである。「中外合作弁学」とは、中国と外国の教育機関が協力し、国内で中国の公民を主対象として実施する教育活動である（義務教育、特殊教育を除く）。その多くは高等教育機関による連携学位プログラムである。運営モデルを見ると、B [4 + 0]、M [2 + 0] または M [3 + 0] という単一キャンパスモデル¹⁴が主流である。つまり学生が母国を離れることなく国内と国外の2つの学位が取得できる。2011年5月31日の時点で、中国政府から審査、認定

された連携プログラムの数は531件である(教育部, 2011)。その内の154件(29%)はダブル・ディグリー・プログラムである。

二つ目は、単位互換をベースに、大学の個別の協定により行われているダブル・ディグリー・プログラムである。学生の流動を重視するのが当該プログラムの特徴である。B [2+2], B [3+1], M [2+1], M [1+2]という二重キャンパスモデル¹⁵が主流である。インターネットを通じて調べた結果では、このようなプログラムが少なくとも382件あることがわかった。

以下、上述の536件のプログラムの特徴を分析してみよう。

- ① 構成比をみると、学士プログラムは主体である。博士プログラムはわずかである(学士78%, 修士20%, 博士2%)。
- ② プログラム単位では、工学(34%)と経営学(26%)のプログラムが合わせて60%を占めており、次いで、文学(13%), 経済学(10%), 理学(4%), 芸術学(3%), 医学(3%), 農学(2%), 教育学(2%), 法学(2%), 歴史学(1%)の順である。
- ③ 連携側の地域分布をみると、アメリカとの連携が目玉であり、全体の33%を示している。続いて、欧州諸国(26%), アジア諸国(23%), 他の地域の国(18%)の順である。

(2) 質保証の展開

国際的共同学位プログラムに対し、政府の最も基本的な方針は優れた教育資源の導入である。そのため、国は中国の高等教育機関と外国の有力高等教育機関との連携を奨励している。また、中国が急遽必要としている国際的な高い水準のカリキュラムの導入も奨励する。

プログラムの導入は、大学競争力の向上、英語授業や共同研究、国際的なカリキュラム等学問的なメリットを教員と学生に与えること、そして異文化理解等、連携相互の大学に積極的な影響を与えると考えられる。しかしそれと同時に、国境を越えた提供するプログラムの質を保ち続けられるかどうかという新たな課題が発生する。適切な質保証整備なくしては、様々な弊害を招く可能性がある。そのため、中国では、「中外合作弁学」を対象とし、独自の質保証体制を整備している。その枠組みを表1に示す。

表1 「中外合作弁学」におけるダブル・ディグリーに対する質保証体制枠組み

質保証の次元	質保証の主体	質保証の内容	質保証基準
事前統制	省(自治区), 直轄市教育庁(委員会)	最初認可	法律・法規・条例
	教育部	最終認可	
プロセス管理	教育部	ネット情報公開	法律・法規・条例
	「教育部学位与研究生教育发展中心」	教育合格評価	評価指標
	一部の地方質保証機関	認証評価	評価指標
出口チェック	「教育部留学服務中心」	外国学位の認証	法律・法規・条例

一方、大学の個別の協定により行われているダブル・ディグリー・プログラムの質保証は、表1の

質保証枠組みに含まれていない。現時点では、このようなプログラムの質保証は基本的に連携大学同士の話し合いで行われる。つまり、大学自身の責任で、内部質保証活動によって行われる。なお、外国の学位を取得する場合、同じく「教育部留学サービスセンター」の認可を受ける必要がある。

要するに、中国は既に事前統制、教育プログラムに対する管理、出口のチェックという質保証の3つの次元から、国際的共同学位プログラムに対する質保証の枠組みを整備している。特に、法律・法規・行政通知等の作成、情報公開の促進等を通じて、事前の質保証活動が充実していると思われる。それは、国家利益の維持、学生権利の保護、優れた教育資源導入の確保において重要な役割を果たしている。今後、この体制の特色を発揮し、更に公正な透明性の質保証制度を充実していくことが重要である。しかし、この既存体制に欠点もあると考えられる。最も指摘したいのは、各質保証機関は、国際的共同学位プログラムに対し、アカウントビリティーを強く要求することである。そのため、既存枠組みのプログラムの質の維持・改善を促進する機能が不十分である。今後、国、第三者質保証機関、大学、それぞれの質保証主体が連動し、質保証基準の開発、ベストプラクティスの収集、学生調査の実施などを通じて、既存枠組みを学習成果を重視する志向に転換する必要がある。

第4節 韓国における質保証

大学教育の重要性が強調され、大学進学人口の拡大や高等教育の流動性が高まる中で、大学教育の質が厳しく問われるようになってきている。それに伴って大学の質保証システムのあり方を見直す動きが世界的に顕在化してきている。高等教育段階への進学率が高い韓国においてもその動きは例外ではない。

本節では、韓国における高等教育の質保証についてみることにする。すでに日本において韓国の質保証に関する研究はいくつか存在するが¹⁶、本節では、韓国における高等教育の質保証の動向とともに、アジア共同学位開発プロジェクトにおいて実施した韓国調査から得られた結果を述べていくことにする。

(1) 韓国の高等教育機関

本論に入る前に、韓国の教育システムを抑えておく必要がある¹⁷。韓国の教育システムは、日本と同様に初等教育6年、中学校3年、高等学校3年、大学4年からなる6-3-3-4制を基本としている。

高等教育に焦点を合わせれば、学生らは12年の初中等教育を経たのち、多様な高等教育機関に進学する。高等教育機関の範囲は、2年制の専門大学から大学院まで含まれ、その類型は、専門大学、大学、教育大学、産業大学、技術大学、放送通信大学、サイバー大学および遠隔大学、各種学校などと多様である。これらは高等教育法あるいは平生教育法によって高等教育機関として設立・運営されている。〈表2〉は、韓国における高等教育機関の類型別学校数、学生および教員数である。

表2 韓国における高等教育機関の類型別学校数, 学生および教員数

類型	機関数(校)	学生数(人)		教員数(人)	
		計	女	計	女
大学	183 (153)	2,065,451	802,075	58,104	11,307
教育大学	10 (0)	20,241	13,765	820	203
専門大学	147 (137)	776,738	310,247	12,891	4,224
放送通信大学	1 (0)	268,561	177,582	148	41
産業大学	9 (9)	122,916	34,430	1,869	340
技術大学	1 (1)	176	49		
各種学校	5 (3)	4,873	2,639	187	47
遠隔大学	2 (2)	3,640	2,531	24	13
サイバー大学	18 (18)	107,494	61,795	536	241
専攻大学	3 (3)	9,690	6,084	190	116
技能大学	12 (12)	25,817	2,185	894	73
社内大学	2 (2)	176	4	11	—
大学院	〈1167 (942)〉 41	329,933	158,523	6,516	1,258
計	434 (377)	3,735,706	1,571,909	82,190	17,863

※()は総計の内私立を示す。

※※大学院〈 〉は大学付設大学院の数、| |は大学院大学を示し、総計に含めている。

出所：教育統計サービス¹⁸、2011年教育統計年報を参照に筆者作成。

高等教育への進学率は71%とかつて80%を超えていた進学率も下がりつつある。この背景には政府が推進する職業技術系進路の拡大などのほかに海外への進学等が指摘されている。とはいえ韓国が高学歴社会であることには変わりはない。一方で、少子化も深刻な問題で、2016年には大学募集人数より高校卒業生数が下回るといういわゆる全入時代に入る見通しで、地方大学の定員割れの問題や留学生の増加など高等教育が抱える課題も多いという¹⁹。

周知のとおり韓国の世界に通用する大学(World Class University: WCU)の育成に力を入れており、BK21やWCU事業²⁰、教育力量強化支援事業²¹など高等教育機関に対する財的支援を推進してきた。ここではこれらについて詳しく述べることはしないが、これらの事業に引き続き、2013年度からはグローバルエクセル事業(global EXCEL: Excellence and Competitiveness Endeavor for Leading Universities)がスタートする。これは優秀な人材養成を通し、世界的水準の研究中心大学を育成することを目的としており、年平均6千億ウォン(約420億円)、7年間で総額4兆ウォン(約2800億円)もの予算がつけられる事業で、これまでのWCUやBK21を統合したような事業である。これらの事業によって、国際的な連携事業も増加し、学生交流や教員交流もより一層進展するとみられる。このような状況の中で、高等教育の質保証システムをいかに構築していくかという点は韓国においても重要な課題となっている。

(2) 韓国における質保証制度 (Quality Assurance)

韓国における質保証はアメリカの質保証システムをモデルにしているといわれる²²。韓国において「大学の質」に関する定義について特に国家が定めたものは見当たらないが、韓国教育開発院²³のチェは、「大学の社会的責務性を満たし、大学構成員の要求を反映し、最上の基準として設定された大学の目標が投入、過程、産出体制の循環過程において実質的に優秀に達成されているかに対する価値判断²⁴」と定義している。

チェ自身が「より包括的な定義」としているように、この定義は広義のものということができるが、この定義では、「投入 (input)」「過程 (process)」「産出 (output)」という3段階の評価が念頭に置かれていることがわかる。一方ソインヨンは、韓国における質管理を大きく4つの類型に分類している²⁵。

- ・ 大学の自己評価：各大学において自己点検のために実施する。これまで外部評価を受けるために事前の作業として散発的に実施してきたが、大学の自己点検の力量強化という観点から2年に1回以上義務的に実施するよう法制化している。
- ・ 大学機関評価：大学の協議体及び民間評価機構において実施する評価で、大学の質管理のために継続して行われ、最近では評価機構の質管理を強化し、大学の質管理まで誘導する政策へと転換した。
- ・ プログラム認証評価：プログラム別評価認証のために民間評価機構において実施する評価。機関評価機構と同様に、プログラム評価認証機構も政府から認定を受け、質管理を実施。
- ・ 政府財政支援事業評価：政府から大学の財政支援と連携して実施する評価で、時期別重点事業によって評価事業が新しく構成され運営されるため一貫性はないが、大学の質管理に大きな影響を与えてきた。

韓国の高等教育の質保証はこのような4つの類型の大学評価を通してなされてきており、現在もこの類型を中心に質保証システムを強化している。

ソインヨンによれば、高等教育の質保証を意識する契機となったのは、リスボン戦略やボローニャ宣言、UNESCO/OECD ガイドラインなど質保証に関する国際規範の採択だという。韓国においても高等教育機関の質的水準の引き上げや世界的水準の高等教育の競争力強化は国家的な課題である。このために高等教育評価に対する様々な改革を推進しているが、2007年から整備された法的基盤がその土台となっている。

まず、「教育関連機関の情報公開に関する特例法」および「教育関連機関の情報公開に関する特例法施行令」を制定し、大学運営全般を教育需要者に公開させた。2007年に試験的に運用され、2008年12月から各高等教育機関は13項目、55の細部教育情報についてホームページを通して公開しなければならない。

また、「高等教育法」第11条の2(評価)の条項が新設され、評価の全般的な構造変化がもたらされ

た。この条項の主要内容は、①高等教育機関は当該機関の教育・研究、組織・運営、施設・設備などに関する事項を自ら点検・評価し、その結果を公示すること、②教育科学技術部(以下、教科部)長官から認定を受けた評価・認証機構は大学の申請によって大学運営全般と教育課程運営に対する評価または認証することができる、③教科部長官は評価専門機関、学校協議体、学術振興のための期間や団体などを認定機関として指定することができる、④政府が大学の行財政的支援をしようとする場合は第2項に従って、評価または認証結果を活用することができる、というものである。これまで大学評価に関する法的基盤が整っておらず、大学評価は大学教育協議会²⁶(以下、大教協)、専門大学協議会または民間評価機構などを通して自律的に運営されてきた点と比べれば、このような変化は韓国政府が高等教育の質保証に対して大きく意識を شدしたとみることができる。

さらに「高等教育機関の評価・認証などに関する規定」を制定し、高等教育法改定に伴い、その施行に必要な評価・認証の実施及び結果の公開、認定機関の指定基準および指定申請、認定機関審議委員会の構成・運営など具体的な事項を規定した。評価・認証機構に対する政府認定制の本格的な施行はこの規定によって、これまで大教協や専門大学評議会、民間評価認証機構などの評価機関は政府から認証機関として指定を受ける必要があり、評価機関への体系的な認証も行なわれるようになったという点で、質保証の転換期であった。

「高等教育機関の自己評価に関する規則」は大学総長の責任の下、最小2年に1回以上自己評価を行ない、その結果を情報公示するという規則である。自己評価は学校が教育・研究など学校運営全般に対して、総合的に点検・分析・評定するもので、この規則では自己評価の実施および結果に対する情報公示義務、認証評価との互換、自己評価運営組織などに関する具体的な事項が規定されている。

① 大学自己評価

大学の自律化の拡大に伴い、大学に対する社会的アカウンタビリティの向上、教育需要者に対する大学教育の質保証体制の確保、大学の質的水準の向上のための大学評価制度の効果引き上げ及び自己診断・評価システムの定着を通じた国内大学の競争力の向上などが要求されている。韓国ではこれらを効率的に達成するために自己評価システムが導入された。大学の自己評価は大学の教育・研究、組織・運営、施設・経費などに関する事項を自ら点検・評価し、その結果を公示するというもので、高等教育法第11条の2(評価)が実施根拠となっている²⁷。

自己評価の実施主体は大学、産業大学、教育大学、遠隔大学、専門大学、技術大学、各種学校などであり、各大学の総長の責任で学則に基づき実施される。

自己評価は最低2年に1回以上実施されており、2008～2009年までが第1周期であった。韓国の各大学は2009年まで自己評価を実施し、その結果を初めて公示した。ただし「高等教育機関の自己評価に関する規則」の附則によって、専門大学、技術大学、各種学校は2010年12月31日まで実施することとした。

各大学の総長は自己評価を行なうための自己評価委員会を設置・運営しなければならず、自己評

価を専門とする組織を指定(又は新設)し、人員を配置しなければならない。自己評価委員会と専門組織は自己評価を企画・運営・調整および管理し、委員会の委員構成、細部的な役割と機能、運営方針などは大学別環境と条件などを勘案し、総長が自律的に決定する。そして専門組織の規模、役割と機能もやはり大学の条件を勘案し自律的に決定する。

自己評価の対象は大学の教育・研究、組織・運営、施設・設備などで大学内の特定学科、専攻あるいは下部組織単位ではない大学自体を一つの独立した単位機関とし、大学に対する総括的な評価を実施する。大学を単位とする自己評価は「教育関連機関の情報公開に関する特例法」第6条第1項に明示された高等教育機関の公示項目を基本必須評価対象として、総長が必要と判断する事項を含めることができる。それに基づけば、大学別自己評価モデルの構成時には13の情報公示項目を対象に評価項目と指標を設定しなければならない。その他総長が必要と判断した評価対象は一般大学院、専門大学院、行政組織、学科及び専攻に対する細部的な評価、附属機関に対する評価等多様に設定でき、関連指標と評価項目などは大学が開発し適用できる。

大学別に推進されている自己評価については大教協がサポートしている。大教協は2008年の自己評価の試験的運営を主管し、現在まで大学別自己評価の担当者ワークショップの開催、自己評価ガイドラインの作成及び配布、現場コンサルティング、自己評価担当者研修プログラムの開発、自己評価モデル及び指標開発研究など、多様な活動を通して各大学が自己評価を円滑に行なえるようサポートしている。また、自己評価のモニタリングシステムを構築して²⁸、常時各大学別の評価状況をモニタリングし、関連の問題について諮問する、大学に密着したサービスを提供している。

大教協において提供されているガイドラインによれば、自己評価モデルは評価目的と情報公示活用班によって多様に設定され適用できる。目標設定に伴う評価モデルとしては、大学革新と特性化のための自己評価、評価認証のための自己評価、情報公示のための自己評価などをモデルとして活用できる。情報公示項目の反映程度によっては、大学情報公示項目のうち、大学が必要とする一部項目のみ使用する「大学情報公示縮小モデル」、大学情報公示の13領域の公示項目と指標を活用し評価を実施する「大学情報公示同一モデル」、情報公示項目全体(同一モデル)あるいは一部と情報公示項目に含まれていない新しい項目を開発し、追加した「大学情報公示対比拡張モデル」などがある。

大学では各大学の状況を考慮しこのようなモデルのうち最も適したモデルを採択し自己評価に活用している。評価結果は大学別に情報公示用ホームページに公示しなければならず、教科部が指定した大学情報公示総括管理機関に提出しなければならない。

② 大学認証評価

大学認証制は高等教育機関の教育活動全般に対して教育機関としての基本要件を満たしているか長期的に点検する質保証システムで、評価対象によって機関認証とプログラム認証に分類することができる。機関認証の場合、評価範囲は学部と大学院の活動全般に渡りなされ、評価方法は専門家の判断を通して基本要件の充足程度を確認する方式でなされる。韓国はこれまで大教協主管のもと

で大学総合評価認証制を実施してきたが、評価方式は認証よりは総合評価に近いものであった。したがって、4年制大学を評価する韓国大学教育協議会や専門大学を評価する韓国専門大学教育協議会は評価認証機構に対する政府認定制が導入されて以降から新しい認証評価の局面に迎えた。

評価・認証機構は「高等教育法」第11条の2第3項が定める機関または団体で、機関評価・認証またはプログラム評価・認証を目的とする非営利法人で、評価・認証の実施のために教科部から認定(Recognition)を受けている。認定を望む機関は「高等教育機関の評価・認証などに関する規定」によって、認定機関の指定の申請書及び添付書類を提出し審査をうける。機構については2009年から申請を受け付け始め、プログラム認証機構については2010年から受付を始めた。

審査領域は一般現況審査、適格性審査、一般審査など3領域においてなされる。一般現況は機関の任務及び主要機能、予算、組織、発展計画及び事業計画を審査する領域で、適格性審査は認証機関の設立形態、評価認証実施要綱および評価認証または諮問活動実績を審査する領域である。一般審査項目は評価認証インフラ、評価認証基準および方法、実績及び活動などの3つから構成される。一般現況と適格性審査はP/Fによって審査され、一般審査項目はそれぞれ配点によって計400点満点で構成される。認定を望む機関は400点満点のうち280以上を確定しなければならず、一般審査項目別取得点数が領域別満点の40%以上である機関(絶対評価)が選定される。

4年制大学の評価・認証機構として認定された機関は韓国大学教育協議会で、2010年11月に教科部から「大学評価・認証認定機関」として指定された(認定機関:5年)。これにより2011年から産業大を含む一般大200校を対象に(教育大, 専門大, 放送通信大, サイバー大, 技術大などを除く)「大学機関評価認証制」を本格実施している。産業大を含む一般大の認証審査が終わる2014年から教育力量強化事業、一般学資金貸与、大学研究間接費算定など政府の行政的・財政的支援の際各大学の認証審査結果を反映させる計画である。

大教協が準備した機関評価認証制の特徴は、質の評価中心の認証、被評価大学中心の評価、paper-less・Authentic・コンサルティング評価を目指しているという点である。評価は大学の使命、発展計画、大学の構成員、教育、教育施設、大学財政及び経営、社会奉仕など6領域17の評価部門、55の準拠を基準に実施される。この内6つの必須評価準拠(専任教員確保率、教師確保率、定員内新入生充員率、定員内在学生充員率、教育費還元率、奨学金比率)については法令及び政府事業基準の80%以上の水準を確保することが求められている。これにより6つの必須評価準拠がすべて最小要求水準を満たし、6つの評価領域が認証基準を満たすとき「認証」判定がくだされる。つまり、必須評価基準の最低要求水準と領域別評価結果によって認証、条件付認証、認証猶予、非認証が決定される。

専門大学評価認証機構として認定された機関は、韓国専門大学教育協議会敷設機関である高等職業教育評価認証院で、2010年12月認定機関として指定された。政府は2014年から専門大学教育力量強化事業をはじめ行政的支援の際、各大学の認証審査結果を反映する計画であり、高等職業教育評価認証院は2011年から3年にわたり、145校を対象に認証審査を実施する予定である。

③ 学問分野・プログラム認証評価

学問分野・プログラム認証評価は学科または、系列別教育の質的水準を引き上げ、同一学科またはプログラムを運営する大学間の競争を通して特性化された発展を促すことを目的としている。したがって、大学機関評価を通して認証を受けた大学といっても学問分野またはプログラム認証評価を通して系列の特性化を通じた大学の発展を促すことができる。

学問分野評価は1982年から2008年まで大教協が主管してきた。それまで学問分野評価は教科部の支援を受け、大教協が主管し、その他にプログラム認証機関も自律的に評価を実施してきた。しかし、2008年以後、プログラム認証評価機構と機関認証評価機構をそれぞれ分離運営する方向に転換し、大教協は機関認証評価のみ主管し、後の評価は当該分野の専門機関が担当するようになった。

プログラムの認証評価機関については観点によって多様な分類が可能である。評価対象が特定の大学内の学科またはプログラムに制限されるが、評価によっては経営教育認証院の経営大学認証や、韓国教育開発院の教員養成機関(師範大学)評価のような単科大学を評価する場合は、機関評価に分類される。韓国では韓国工学教育認証院、韓国教育開発院、韓国看護評価院、韓国医学教育評価院、韓国建築学教育認証院、韓国経営教育認証院、韓国韓医学教育評価院、韓国歯医学教育評価院、韓国貿易教育認証院のおよそ9つのプログラム認証機関が運営されている。

以上みてきたように、質保証制度の法的基盤によって、現在構築されている質保証制度は、大学情報公開サイト(大学アルリミ²⁹)を通じた大学情報公示制、隔年実施される大学自己評価、大学認証評価の3つに整理できる。3つの質管理システムは有機的に連携しており、大学自ら自己点検および自己開発能力を向上させ、その結果を対外的に公開し、需要者の知る権利を満たし、大学の責務性を確保する。そして専門評価機構による認証を受けることで質保証が行なわれている。

韓国の質保証システムには政府—評価機構—大学が相互に連携しつつ、高等教育の世界的な競争力向上を目指している。政府は評価機構の質管理を実施し、政府から認定を受けた機関の評価結果を政策樹立及び大学の行財政支援に活用する。評価機構は大学に評価、認証またはコンサルティングを提供し、大学はその結果を大学発展のための実質的資料として活用する。

(3) 韓国における質保証の課題

最後に韓国の質保証が抱える課題について、①input から output 中心の評価への転換、②大学評価と大学の教育成果(outcomes)の連携、③大学の構造調整及び特性化を誘導する質管理、④評価に対する負担、について指摘しておきたい。

第一に、input 中心評価から process 及び output 中心評価への関心が高まっている点である。これまで大学の質を評価する大部分の評価準拠には大学の input 要因が多く活用された。例えば、教授数、行政職員数、図書館蔵書数、学生あたりの実験・実習室面積など量的に測定が可能な評価基準を活用した点が特徴であった。

こういった評価基準がもつデメリットとして、その評価指数が量的に評価可能な物を測定してお

り、評価結果が必ずしも評価目的とそぐわないという点があげられる。つまり、教職員の数よりは教職員の資質を評価してこそ大学の質を保証するための評価が可能であるが、これまでの評価では大部分が教職員の構成を点検し、評価が行なわれてきた。

第二に、学習成果(Learning Outcomes)との関連である。大学の機能には研究と教育という側面があるが、これまで大学評価において研究部門については、量的な評価を通して比較的円滑に質管理がなされてきた。しかし、教育の機能については評価方法の限界があり、大学評価にその成果を反映することが難しかった。韓国では間接的指標として満足度あるいは就業率などで大学教育の成果を評価してきた。政府が高等教育の「教育力量」の強化を強調している状況において、その教育力量が何を指すのかが必ずしも明確になっているわけではなく、結果的にSCI論文数などが指標として用いられていた。この点は韓国に限ったことではなく、OECDも現在各国ですすめられている大学評価における大学の教育力を説明できる評価指標が欠如しており、input及びoutput中心の評価によってなされている点を指摘しながら、学習成果(Learning Outcomes)に対する評価の重要性を強調している。

第三に、大学の構造調整と特性化という点である。2007～2010年までは韓国の高等教育の評価体制が転換した時期であった。対内的にはそれまで政府の支援を受けて実施されていた大教協主管の大学総合評価認定性及び学問分野評価認証制がそれぞれ2006年、2008年で終了し、新たな評価体制を構築しなければならないという時期であった。対外的にはUNESCO/OECDの「高等教育の質保証ガイドライン」が定められ、政府においては国際的水準にあった高等教育の質保証が可能な高等教育の評価体制の確立が課題となっている。

一方で、学齢人口の減少によって今後大学の構造調整の必要性が高まることによって、いわゆる3R、すなわち組織の再構造化(Restructuring)、課程の再設計(Reengineering)、資源の再分配(Reallocation)など³⁰、構造調整が切実に求められている。政府では大学先進化委員会を構成し実績不振大学の判定指標を作成し、現地の実態調査を経て不適格大学の洗い出しを行なっている。

第四に、大学自己評価に大きな比重が課されているために、評価に関する負担が大きいという点である。大学は情報公示制によって常に資料を作成しなければならず、情報をアップデートする必要がある上に、2年に1回以上の自己評価を実施し、その結果を公示している。これに伴い教職員にも自己評価が課せられ、評価業務の増大によって教育・研究の質が低下するというアンビバレントな状況が生じているようだ。また、評価にかかる経費の負担は大学である。もともと評価は政府予算で運営されていたが、評価機関認証制の導入に伴いその経費は大学に課されることになった。

これまで概観してきたように、韓国における質保証は政府が認定した評価認証機関によって行なわれている。したがって、政府が直接大学を評価しているわけではない³¹。しかしながら、国家が認証した評価認証機関によって大学が認証され、評価の成績が優秀な大学には財政支援がされている点、あるいは統廃合が推進されるという点を考えると、やはり、国家の強い統制下に高等教育の質保証が意識されているとあってよいだろう。韓国でも日本と同様に、グローバルリーディング大学の育成が目指されている。しかしこのリーディング大学の育成は、実質的にいくつかの有名国立

私立大を対象にしたものである。これに入れなければ財政支援は大学独自に確保しなければならず、学費の引き上げや定員を留学生で埋めるなどの対応が必要となる可能性がたかい。これでは質向上はおろか、むしろ質の低下させる負のスパイラルへと陥る可能性すらある。こういった大学の質をいかに保証していくかという点は今後大きな課題となるであろう。

また国際連携がより活発になり、ジョイント・ディグリーやダブル・ディグリー・プログラムが開発されていくことを考えれば、東アジア、あるいはアジアにおける質保証システムの開発も課題である。すでに日中韓の質保証期間が相互に連携を始めているが、〈表3〉におけるそれぞれの微妙な差をどのように詰めるかが今後の課題である。

表3 日中韓の高等教育の質保証関連の法令及び規定

区 分	韓 国	日 本	中 国
①単位(学点)に関する法的規定	高等教育法第21条, 第23条, 同法施行令第4条	大学設立基準 第21条, 第27～33条	高等教育法は各大学が必ず単位システムの内容によって予め計画しなければならない
②単位履修時間	15時間以上 (高等教育法施行令 第14条) 実際, 大学での実験等の授業は30時間以上 (学校別学則で規定する)	45時間以上 (講義授業は15～30時間, 実習, 実験などは30～35時間)	これに対する説明なし
③卒業のための最低限の在学期間, 履修単位(学部課程)	4年(高等教育法第31条, 同法施行令第26条に例外条項あり) 卒業に必要な単位(学校別学則で規定)	4年, 124単位(歯学(大), 医学(大)は6年, 188単位 薬学は6年, 188単位, 獣医学6年, 182単位)	4年(高等教育法第17条)
④卒業のための最低限の在学期間, 履修単位(修士課程)	2年(高等教育法第31条, 同法施行令第26条に例外条項あり) 履修単位(学校別学則で規定)	2年, 30単位(論文試験を含む)	2年(高等教育法第17条)
⑤卒業のための最低限の在学期間, 履修単位(博士課程)	2年(高等教育法第31条, 同法施行令第26条に例外条項あり) 履修単位36単位	3年(修士学が必要)論文試験を含む。(大学院設立基準 第17条)	3年(高等教育法第17条)
⑥成績に関する規定	各大学において成績に関する規定を定めなければならないことを規定する。 (高等教育法施行令 第14条)	規定あり(高等教育法23条), 各大学は当規定に基づき大学別規定を運用する。	これに対する説明なし
⑦外国大学と単位交流に関する規定	関連規定あり(高等教育23条)。各大学は法律に基づき, 大学別規定を設けなければならない。	学部の場合, 最大60単位, 修士・博士課程は10単位まで制限	これに対する説明なし
⑧第三者評価及び, 認証に関する規定	規定あり	規定あり	規定あり
⑨評価機関	Korean Council for University Education (KCUE), etc	National Institute for Academic Degrees and University Evaluation (NIAD-UE), etc.	Higher Education Evaluation Center (HEEC)

出所:『アジア大学交流および大学生間協力活性化のためのCAMPUS Asia 示範事業推進計画』2011. 5. 教育科学技術部グローバル協力戦略チーム, (原文韓国語)より筆者作成。

おわりに

本稿においては、主として国境を越える共同学位プログラムに対する質保証制度に焦点を当てながら、欧州、中国、韓国の質保証制度を検討してきた。それぞれの地域や国において、質保証制度は整備されつつある。

欧州においては、ヨーロッパ・スタンダードとガイドライン(ESG)の策定、国レベルの質保証(NQA)、さらに機関レベルでの質保証が重層的に作成されつつある。また国境を越えるプログラムに対しては、プログラムを運営する国や地域の質保証機関が連携し、新たな質保証制度を設けようとしている。その特徴は、評価主体に学生や企業(雇用者)などのステークホルダーも幅広く含めていることであろう。

中国においては、ダブル・ディグリーは基本的に、事前統制——プロセス管理——出口チェックという3つの次元で質保証の枠組みが整備されている。しかしそれぞれの過程は異なる質保証主体によって担われている。今後は質保証主体の連動と、国際的共同教育プログラムに対する質保証基準、質保証基準の開発、ベストプラクティスの収集などが課題であり、その際、学生調査の実施や学習成果(Learning Outcomes)への対応が求められている。

韓国においても、中国と同様「投入(input)」「過程(process)」「産出(output)」という3つの観点から質保証が実施されている。その際、アメリカ、欧州、UNESCO等の国際機関による質保証制度を参照しつつ、大学自己評価、大学認証評価、学問分野・プログラム認証評価などが実施されてきた。しかし、さらなる国際化が進展する中で、学習成果(Learning Outcomes)等の新たな指標開発が求められている。

ジョイント・ディグリーやダブル・ディグリーなどの国際的共同教育プログラムは、その数が増えつつあるとは言え、高等教育全体の中に占める割合は高くない。Teichler(2012)によれば、ジョイント・ディグリー・プログラムに学ぶ学生の比率は、世界の中で0.1%に過ぎない。したがって、国境を越える共同学位プログラムに対する質保証制度が十分に整えられていないのも当然であろう。しかし、欧州のエラスムス・スンドゥスの新たな展開や東アジアにおけるキャンパス・アジアの創設などは、今後、国際的共同教育プログラムの量的拡大を予想させるものであり、それに対する質保証の開発、また質保証制度の整備は喫緊の課題と言えるだろう。

※本研究は、文部科学省特別経費を受け行われている「東アジアにおける国際的教育指導者共同学位プログラムの開発研究」の成果の一部である。本研究を行なうに当たって調査協力をしてください。韓国教育科学技術部の朴慶洙氏、李一峻氏、韓国教育開発院のソインヨン氏に感謝申し上げます。

【参考文献】(※は韓国語文献)

- 石川裕之(2012a) 「韓国における高等教育の質保証システムと学習成果アセスメントのインパクト」
 深堀聡子(研究代表者) 『学習成果アセスメントのインパクトに関する総合的研究』, 131-156頁。

- 石川裕之(2012b) 『韓国の才能教育制度－その構造と機能』東信堂。
- 馬越徹(2010) 『韓国大学改革のダイナミズム－ワールドクラス(WCU)への挑戦』東信堂。
- 大場淳(2007) 「フランス高等教育における質保証制度の新たな展開」, 『日仏教育学会年報』第13号。
- 木戸裕(2009) 「ヨーロッパの高等教育改革とラーニングアウトカム」, 『比較教育学研究』第38号。
- 清水禎文他(2012) 『東アジアにおける高等教育の国際化』, 東北大学大学院教育学研究科。
- 羽田貴史他(2009) 『高等教育質保証の国際比較』, 東信堂。
- 早田幸政他(2011) 「東アジア圏の教育における大学間交流と質保証システム」, 『大阪大学大学教育実践センター紀要』第8号, 17-39頁。
- 文部科学省(2009) 大学における教育内容等の改革状況について(平成19年度), http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/03/_icsFiles/afiedfile/2009/05/08/1259150_1_1.pdf
- 文部科学省(2011) 大学における教育内容等の改革状況について(平成21年度), http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/_icsFiles/afiedfile/2011/08/25/1310269_1.pdf
- 文部科学省(2012) 海外の大学との大学間交流協定(平成21年度) http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1287263.htm
- 文部科学省中央教育審議会(2010), 「東アジア地域を見据えたグローバル人材育成の考え方: 質の保証を伴った大学間交流推進の重要性」, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1295359.htm
- 文部科学省中央教育審議会(2010a), 「我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等, 組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン」
- 文部科学省中央教育審議会(2010b), 中長期的な大学教育の在り方に関する第四次報告 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1295686.htm
- 文部科学省中央教育審議会(2011a), 大学分科会(第96回平成23年5月23日) 配付資料: 大学教育の質の保証・向上に関する検討化課題について
- 文部科学省中央教育審議会(2012a) 大学教育部会(第12回平成24年3月26日) 配付資料: 資料2
- 文部科学省中央教育審議会(2012b) 大学院部会(第60回平成24年4月17日) 配付資料:
ジョイント・ディグリーに関する検討状況
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/attach/1319069.htm
- 渡辺達雄(2012) 「連載・隣国から未来を学ぶ－韓国高等教育の現在(8)－」『文部科学教育通信』No.271, 12-13頁。
- ※韓国大学教育協議会(2011a) 『2011大学自己評価ガイドライン』。
- ※韓国大学教育協議会(2011b) 『2011年大学自己評価活性化セミナー資料集』。
- ※ソインヨン(研究代表者)(2011), 『韓－豪間の高等教育質保証ネットワーク』, 韓国教育開発院。
- ※チェジョンユン(研究責任者)(2007), 『韓国の大学の質的水準分析研究(Ⅰ)』, 韓国教育開発院。
- 中国・教育部(2011) (<http://www.crs.jsj.edu.cn/index.php/default/index/sort/1006>)
- Böhm, A., Davis, D., Meares, D., Pearce, D., Global Student Mobility 2025: Forecasts of the Global Demand for Bologna Process Berlin 2003, Realising the European Higher Education Area, 2003.
- International Higher Education, IDP Education Australia, Canberra, 2002
- ENQA (2012a), Quality Assurance and Qualifications Frameworks: Exchanging Good Practice, Brussels.
- ENQA (2012b), Quality Assurance of Joint Degree Programmes, Brussels.
- ENQA (2009), Current Trends in European Quality Assurance, Brussels.

ENAQ (2006), Methodological Reports. Transnational European Evaluation Project II, Brussels.

Kerslin, Kanson, Harald Schomburg, Ulrich Teichler, The Professional Value of ERASMUS Mobility, Lemmens, 2009.

Teichler, Ulrich (2012), Mobility as Imperative? Experiences of Student Mobility in Europe. 2012年9月19日, 東北大学大学院教育学研究科における講演資料。

【注】

- 1 たとえば, Böhm, A., Davis, D., Meares, D., Pearce, D., Global Student Mobility 2025: Forecasts of the Global Demand for International Higher Education, IDP Education Australia, Canberra, 2002.
- 2 国内の先駆的な研究として, 羽田貴史他『高等教育質保証の国際比較』, 東信堂, 2009.
- 3 清水禎文他, 『東アジアにおける高等教育の国際化』, 東北大学大学院教育学研究科, 2012年10月刊行予定。
- 4 たとえば, Kerslin, Kanson, Harald Schomburg, Ulrich Teichler, The Professional Value of ERASMUS Mobility, Lemmens, 2009.
- 5 たとえば, Ulrich Teichler, Mobility as Imperative? Experiences of Student Mobility in Europe. 2012年9月19日, 東北大学大学院教育学研究科における講演資料。
- 6 以下の記述は, 主として Ulrich Teichler, op cit. を参照。
- 7 Bologna Process Berlin 2003, Realising the European Higher Education Area, 2003.
- 8 たとえば, ENQA, Quality Assurance and Qualifications Frameworks: Exchanging Good Practice, Brussels, 2012. このほか一連の ENQA レポートを参照。
- 9 ENQA, Current Trends in European Quality Assurance, Brussels, 2009.
- 10 以下の記述に関しては, ENQA, Quality Assurance of Joint Degree Programmes, Brussels, 2012. を参照。
- 11 プログラムの詳細については, 以下のサイトを参照。 <http://www.siu.no/eng/Front-Page/Programme-information/Joint-degrees/Nordic-Master-Programme>。
- 12 ENAQ, Methodological Reports. Transnational European Evaluation Project II, Brussels, 2006.
- 13 たとえば木戸裕, 「ヨーロッパの高等教育改革とラーニングアウトカム」, 『比較教育学研究』第38号, 2009年。また大場淳, 「フランス高等教育における質保証制度の新たな展開」, 『日仏教育学会年報』第13号, 2007年。
- 14 単一キャンパスモデルとは, すべての教育活動がプログラムの母国の大学のキャンパスで実施される形態である。(B, M がそれぞれ, 学士課程, 修士課程を表すものとする。数字は年限区間を表す整数とする。例えば, M [2 + 1] は, 修士課程を, 最初の2年の学習を母校大学で行い, それに続く1年を連携側の外国大学で行うことを意味する)
- 15 二重キャンパスモデルとは, 教育活動が連携大学それぞれのキャンパスで実施される形態である。
- 16 石川 (2012a), 早田幸政他 (2011)。
- 17 詳細は馬越 (2010), 石川 (2012b)などを参照。
- 18 <http://cesi.kedi.re.kr/index.jsp> (2012年8月アクセス)。
- 19 教育科学技術部の高等教育担当者は現在韓国高等教育が抱える大きな課題は地方大学の統廃合であるとの認識を示していた (2012年4月28日に実施したインタビュー調査より)。
- 20 BK21, WCU については馬越 (2010)に詳しい。
- 21 大学教育力量強化事業とは, 大学の教育力と成果を測定・評価し, 優秀大学には財政支援を行なう事業である。

- その評価指標は、①就職率、②定員充足率、③国際化、④専任教員確保率、⑤学事管理および教育課程運営、⑥奨学金支給率、⑦学生1名当たりの教育費、⑧授業料引き上げ水準、⑨入学者選抜の9つである。
- 22 石川(2012a:138)は、韓国の大学評価について、大学連合体が主体となって、一定の基準に達した大学を認定するという意味で、アメリカのアクレディテーション制度に近い、と分析している。
- 23 韓国教育開発院(Korean Educational Development Institute:KEDI)は、1972年に設立された教育政策研究を専門とする政府系シンクタンクである。
- 24 チェジョンユン(研究責任者)(2007),『韓国の大学の質的水準分析研究(Ⅰ)』,韓国教育開発院,38頁。
- 25 ソインヨン(研究代表者)(2011),『韓一豪間の高等教育質保証ネットワーク』,韓国教育開発院,77頁。
- 26 韓国大学教育協議会(Korean Council for University Education:KCUE)は、1982年に設立された大学の教育制度や運営に関する研究や選抜制度に関する研究開発、財政、評価、研修などの支援を行なう協議体で、国公私立すべての4年制大学を会員とする大学連合組織である。「韓国大学教育協議会法」に基づいて設置・運営される特殊法人である。
- 27 「高等教育機関の自己評価に関する規則」(施行2009年1月1日,教育科学技術部令第21号,2008年12月18日制定)によれば、自己評価とは、学校が該当機関の教育研究、組織運営、施設設備等学校運営全般に対して総合的に点検分析評定することをいう。
- 28 大学自己評価モニタリングシステム <http://selfeval.kcue.or.kr/> (2012年9月アクセス)。
- 29 大学アルリミ(대학알리미) www.academyinf.go.kr (2012年9月アクセス)については、渡辺(2012)を参照。
- 30 ソインヨン(研究代表者)(2011),『韓一豪間の高等教育質保証ネットワーク』,韓国教育開発院,98頁。
- 31 実際教科部の高等教育担当者も「大学の質保証に対して特段手を入れているわけではない」とインタビューに答えていた(2012年4月28日に実施したインタビュー調査より)。

Mobility and Quality Assurance in Higher Education

Mitsuharu TANAKA

(Assistant Professor, Graduate School of Education, Tohoku University)

Hyunsuk PARK

(Assistant Professor, Graduate School of Education, Tohoku University)

Lin YE

(Visiting Professor, Graduate School of Education, Tohoku University)

Yoshifumi SHIMIZU

(Assistant Professor, Graduate School of Education, Tohoku University)

In this article we discuss the trend of the higher education and the quality assurance. In this decade, the landscape of the higher education in the world is radically changing and it will be continued to change more rapidly in the near future. One of the most prominent features of these changes is an international collaborative degree program. We can find many kinds of a joint degree program or double degree program. When we think of these programs, the development of the quality assurance is a crucial and important issue. In this article, we examine the system of the quality assurance in Europe, China and Korea as well as Japan. In Europe, students' mobility has been enhanced by the policy of EU since 1970s. And today there are many kinds of organizations for the quality assurance. On the other hand, East Asian countries are now developing the international collaborative degree program and quality assurance system at the same time. In order to establish an international collaborative degree program and to keep its academic quality, we need to develop several kinds of assessment tools in collaboration with partner institutes and a national guideline with reference to the antecedent cases.

Keywords : Higher Education, international collaborative degree program, mobility, joint degree, quality assurance

